

各種選挙における投票立会人の登録者募集要項

町民の方に政治や選挙に関心を持っていただき、選挙をより身近に感じていただくため、町内で行われる選挙における投票立会人の登録者を募集します。

応募いただいた方は、投票立会人として登録し、町内で行われる各種選挙の際に選挙管理委員会から立会を依頼させていただきます。

1 投票立会人とは

投票所において投票に立ち会うことで、選挙が公正に行われているか確認する人のことです。

投票管理者のもと、投票手続きの全般に立ち会います。(選挙制度等に関する知識や経験は必要ありません)

【主な仕事】

- (1) 投票所の開閉に立ち会うこと。
- (2) 最初の選挙人が投票する前に、投票箱に何も入っていないことの確認に立ち会うこと。
- (3) 投票者が投票所に入場してから投票し、退場するまで立ち会うこと。
- (4) 投票時間終了後、投票箱の封鎖に立ち会うこと。
- (5) その他投票手続き全般への立会い、投票録への署名等。

2 応募資格

美里町内に住所を有し、美里町の選挙人名簿に登録されている方

(満 18 歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上美里町に住所がある方)

3 立会時間、場所、報酬

	期日前投票立会	当日投票立会
立会日	公示(告示)日の翌日から投票日の前日までの期間のうち、希望される日 ※立会日は、希望日等の中から調整のうえ決定します。	投票日当日
立会時間	午前8時 30 分から午後8時まで (立会開始 15 分前にご参集ください)	午前7時から午後6時まで (立会開始 15 分前にご参集ください)
立会場所	美里町役場中央庁舎、砥用庁舎	各投票所(町内 17 か所)
立会人数	1日 2人／各投票所	2人／各投票所 ※基本的に各地区の方を優先
報酬	1日 10,900 円	1日 10,483 円

4 募集期間

通年募集します。

なお、登録後、辞退の申し出がない限り、登録は継続されます。(登録の解除を希望する場合は、美里町選挙管理委員会にご連絡ください)

5 応募方法

(1) 申請書の提出による方法

「投票立会人登録申請書」に必要事項を記入のうえ、持参、郵便、FAX、電子メールのいずれかの方法により美里町選挙管理委員会に提出してください。

(2) 電子申請による方法

以下の申請フォームから申請してください。

<https://logoform.jp/f/010dB>

二次元コード
からも申請可能



6 登録から選任までの流れ

(1) 応募された方を登録者名簿に登録します。

(2) 選挙が近くなりましたら、名簿に登録されている方に連絡し、立会の可否や希望日等をお伺いします。

(3) 日程を調整し決定したら、投票立会人として選任のうえ立会日時をご本人に通知します。

7 お問い合わせ

美里町選挙管理委員会事務局(美里町役場中央庁舎 総務課内)

〒861-4492 美里町馬場 1100 番地

電話:0964-46-2111

FAX:0964-46-3510

メール:gyousei@town.kumamoto-misato.lg.jp